わが社の知財活動

中央発條株式会社

1. 会社の概要

(1) 会社名:中央発條株式会社

(2) 所属部会:関東金属機械部会第1分科会

業 種:金属製品

(3) 資本金:108億37百万円

従業員数:1.528人(単独)

4,346人 (連結)

※いずれも2013年3月末現在

(4) 営業品目:

- ・自動車,産業機械,精密機械,航空機用の各種ばね(サスペンションスプリング,エンジン用バルブスプリング,その他各種精密ばね)
- ・自動車用ケーブル (パーキングケーブル,ト ランスミッションケーブル,各種オープナー /リリースケーブル等)
- ・自動車用,建築機械用,農業機械用,船舶用, 住宅機器,防災設備用コントロールケーブル 応用製品(車椅子固定装置,プッシュプルケ ーブル,高窓開閉装置,遮炎/排煙スクリー ン等)
- ・電子機器製品(指紋照合装置,電子式リモコン応用製品等)

(5) 企業理念

〈わが社の使命〉

[創る技術]を社会に活かす

私たちは、優れた技術で価値ある商品を創造し、社会の調和ある発展に貢献します。 〈わが社の経営〉

[人の英知] で未来を拓く

私たちは、持てる能力を最大限に活かし、 先見性と高品質技術で新しい可能性を拓き ます。

〈私たちの行動〉

「夢に向かって] 挑戦し進歩する

私たちは、仕事に誇りと責任を持ち、たえず自分を磨き、夢の実現に向かって明るく 元気にチャレンジします。

(6) CIマーク

CHUHATSU



本社本館

2. 知的財産部門の概要

(1) 組織上の位置及び名称

知的財産部として,技術・品質本部に属しています。

(2) 構成及び人員

知的財産部は愛知県みよし市にある技術センターを拠点として5名が所属しており、さらに事務処理の一部を他部署からの応援で補っています。

また、設計、開発および生産技術部門には各

部門の管理者の中から特許管理者を選任し、リエゾンマンとして部門内における知財活動のサポートと知的財産部との窓口を担ってもらっています。

(3) 沿 革

昭和30年代から技術,または技術開発部門の中で技術管理等と知的財産業務を兼務で扱う部署が置かれており、昭和38年には発明考案取扱規定が制定され担当部署や発明の扱いが明文化されました。

2001年には部署名が技術管理室から知的財産室に代わり、2003年にそれまで1名であった担当者が2名となり、その後も順次増強されていきました。

さらに2007年には技術管理を切り離し知的財産のみを扱う部署となり、2010年3月に知的財産部として独立して現在に至っています。

3. わが社の知的財産活動

(1) 知的財産の発掘

発明考案は、発明考案届出書を提出することで会社への権利譲渡と知的財産部への届出となる仕組みが定着していました。しかし、発明者が実務に追われて届出書の作成を後回しにして出願が遅れる状態が顕著になってきたため、2011年にアイデアシートを新設してこの状態の改善に取り組みました。このシートは、発明者の負担を減らす事を目的に、発明考案の初期段階であってもメモ書き程度で提出できる様になっています。受理した知的財産部が発明者と一緒になって特許調査や発明考案届出書に書く内容をまとめていきますので、発明者の利用が増えてきています。

また、アイデアシートの件数を数値目標としたことにより各部門内でフォローされているのも良い方向に影響しています。

(2) 出願業務

知的財産部の出願担当は主要製品別に分かれ

ており、夫々の主要製品の設計又は開発の経験 者が熟知している分野の発明を担当していま す。これにより、知的財産部が発明を理解する のが早くなると共に、広い権利を早期に取るた めの連携がとりやすくなっています。

(3) CIの変更

1936年に現在の社名に改称する前の1931年頃から長年使われてきた三ツ輪(ばね座金を三つ配した図柄)とCHKKから、中央発條の略称として親しまれている「中発(ちゅうはつ)」のアルファベット表記のロゴに2010年に切り替えました。

知的財産部では新ロゴの策定から参画し,事 前調査や多数の国での権利確保を行う事によ り,国際商標実務の経験を積む良い機会となっ ております。

(4) 欧州特許庁での異議対応

欧州特許庁で登録となったばねに関する特許 6件に対し、現地の工業会等から異議が申立て られ、国内外の代理人や知財協会員各社からの 情報を活用して権利を守るべく奮闘していま す。しかし、最初の異議申立から8年経過した 今でも継続している案件があり、欧州特許庁の 異議制度に翻弄されている状況は否めません。 この貴重な体験をいかにして次へ活かすかが課 題となっています。

4. 今後の計画, 希望など

今年度は、「成長し、発展し続ける会社」を目指し、GC-13(Global Competitiveness 2013)と称した中期経営計画が策定され、国際競争力の強化が方針の1つとして挙げられています。知的財産部ではこれを受け、これまでの重要案件は欧米+中国といった一辺倒な出願から、取捨選択をしっかりと行う事により、新興国を含めた海外での知財競争力を担保できる様に努めていきます。

(原稿受領日 2013年6月12日)